

危険物船舶運送及び貯蔵規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 放射性輸送物の安全確認
- ② 手続根拠 : 危険物船舶運送及び貯蔵規則第87条第1項
- ③ 手続対象者 : 放射性輸送物作成者
- ④ 提出時期 : 船積み前詳しくは、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑤ 提出方法 : 申請書を船積み地を管轄する各地方運輸局等（外国の場合は関東運輸局）（運輸支局等を除く。）へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : 危険物船舶運送及び貯蔵規則第114条
- ⑦ 添付書類・部数 : 放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認証等（詳しくは、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。）
- ⑧ 申請書様式 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 船積み地を管轄する地方運輸局等（外国の場合は関東運輸局）へ提出して下さい。
- ② 受付時間 : 提出先の地方運輸局へお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 危険物船舶運送及び貯蔵規則
- ② 標準処理期間 : 放射性輸送物の安全確認終了後30日
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。